

# 令和5年度 経営管理実施権配分計画（旧富士川町域①）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和5年9月29日

富士市長 小長井 義正

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配F4	経営管理実施権の設定を受ける者		(名称)		(所在地)									
		(丙)	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元	(名称)	静岡県富士宮市原942番地	(住所又は所在地)	静岡県富士市永田町1丁目100番地								
		経営管理実施権を設定する市町村		(名称)		(住所又は所在地)									
		静岡市		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地									
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	富士市木島	433	130	に	9	山林	0.0571	スギ	59		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法  1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
2	富士市木島	435	130	に	10	山林	0.4142	スギ	59						
3	富士市木島	436	130	に	12	山林	0.2552	スギ	59						
4	富士市木島	437	130	に	13	山林	0.0757	スギ	59						
			130	に	14	スギ		59							
			130	に	15	スギ		59							
5	富士市木島	390-1	130	ほ	20	山林	0.8515	スギ ヒノキ	60						
			130	ほ	28	山林		スギ ヒノキ		60					
6	富士市木島	390-2	130	ほ	28	山林	0.0647	スギ ヒノキ	60						
			130	ほ	29	スギ ヒノキ		60							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市木島	433	130	に	9	山林	0.0571	スギ	59			F4-001	
2	富士市木島	435	130	に	10	山林	0.4142	スギ	59			F4-001	
3	富士市木島	436	130	に	12	山林	0.2552	スギ	59			F4-001	
4	富士市木島	437	130	に	13	山林	0.0757	スギ	59			F4-001	
			130	に	14			スギ	59			F4-001	
			130	に	15			スギ	59			F4-001	
			130	に	16			スギ	59			F4-001	
5	富士市木島	390-1	130	ほ	20	山林	0.8515	スギヒノキ	60			F4-002	
6	富士市木島	390-2	130	ほ	28	山林	0.0647	スギヒノキ	60			F4-002	
			130	ほ	29			スギヒノキ	60			F4-002	

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
7	富士市 木島	1356-1	131	に	19	山林	0.6148	スギ ヒ ノキ	55		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
8	富士市 南松野	96-29	136	ろ	1-1	山林	0.0327	スギ ヒ ノキ	25						
9	富士市 南松野	539-81	136	ほ	1	畑	0.0264	スギ ヒ ノキ	60						
10	富士市 南松野	548-29	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒ ノキ	60						
11	富士市 岩淵	1746	136	ほ	11	畑	0.0882	スギ ヒ ノキ	60						
12	富士市 南松野	548-19	138	ろ	79	畑	0.0148	広葉樹 スギ	69						
13	富士市 南松野	1020-1	137	は	1	畑	0.0991	スギ ヒ ノキ	71						
14	富士市 南松野	1020-2	137	は	2	畑	0.2479	スギ ヒ ノキ	57						
15	富士市 南松野	1020-3	137	は	3	山林	0.2274	スギ ヒ ノキ	57						
16	富士市 南松野	1020-4				山林	0.1682								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
7	富士市木島	1356-1	131	に	19	山林	0.6148	スギ ヒノキ	55				F4-004
8	富士市南松野	96-29	136	ろ	1-1	山林	0.0327	スギ ヒノキ	25				F4-007
9	富士市南松野	539-81	136	ほ	1	畑	0.0264	スギ ヒノキ	60				F4-010
10	富士市南松野	548-29	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60				F4-010
11	富士市岩淵	1746	136	ほ	11	畑	0.0882	スギ ヒノキ	60				F4-013
12	富士市南松野	548-19	138	ろ	79	畑	0.0148	広葉樹 スギ	69				F4-013
13	富士市南松野	1020-1	137	は	1	畑	0.0991	スギ ヒノキ	71				F4-016
14	富士市南松野	1020-2	137	は	2	畑	0.2479	スギ ヒノキ	57				F4-016
15	富士市南松野	1020-3	137	は	3	山林	0.2274	スギ ヒノキ	57				F4-016
16	富士市南松野	1020-4				山林	0.1682						F4-016

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
17	富士市 南松野	1056	137	は	29	山林	0.0307	スギ ヒ ノキ	71		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
18	富士市 南松野	1057-1	137	は	31	山林	0.1150	スギ ヒ ノキ	76						
19	富士市 南松野	548-41	136	ほ	11	畑	0.0188	スギ ヒ ノキ	60						
20	富士市 南松野	95	136	ろ	2	山林	0.3454	スギ	55						
21	富士市 木島	427-1	130	に	23	山林	0.1348	広葉樹	55						
			130	は	44		ヒノキ	62							
22	富士市 木島	410-1	130	ほ	2	山林	0.8674	スギ ヒ 広 葉樹	55	一部電 線下					
23	富士市 木島	410-2	130	ほ	3	山林	0.2664	スギ ヒ 広 葉樹	71						
24	富士市 木島	410-3				山林	0.0191								
25	富士市 木島	410-4				山林	0.2000								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考				
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称					
17	富士市 南松野	1056	137	は	29	山林	0.0307	スギ ヒノキ	71				F4-016				
18	富士市 南松野	1057-1	137	は	31	山林	0.1150	スギ ヒノキ	76				F4-016				
19	富士市 南松野	548-41	136	ほ	11	畑	0.0188	スギ ヒノキ	60				F4-018				
20	富士市 南松野	95	136	ろ	2	山林	0.3454	スギ	55				F4-019				
21	富士市 木島	427-1	130	に	23	山林	0.1348	広葉樹	55				F4-020				
			130	は	44			ヒノキ	62				F4-020				
22	富士市 木島	410-1	130	ほ	2	山林	0.8674	スギ ヒノキ 広葉樹	55	一部電 線下			F4-021				
23	富士市 木島	410-2				3							山林	0.2664	スギ ヒノキ 広葉樹	71	F4-021
24	富士市 木島	410-3											山林	0.0191			F4-021
25	富士市 木島	410-4											山林	0.2000			F4-021

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
26	富士市 木島	410-5				山林	0.0932				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
27	富士市 木島	410-6			山林	0.0337									
28	富士市 木島	410-7				山林	0.0528								
29	富士市 木島	376-1	130	ほ	4	山林	1.4072	スギ ヒ ノ キ 広 葉 樹	55						
30	富士市 南松野	338-4	136	に	34	山林	0.0891	スギ	61						
31	富士市 南松野	338-5	136	に	34-1	山林	0.1085	広葉樹	61						
32	富士市 南松野	548-50	136	ほ	11	畑	0.0198	広葉樹 ヒノキ	60						
33	富士市 南松野	548-62				畑	0.0138								
34	富士市 南松野	539-44	136	ほ	1	畑	0.0198	スギ ヒ ノ キ	60						
35	富士市 岩淵	1732-1	132	ち	29	山林	0.3557	スギ ヒ ノ キ	56	一部電 線下					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
26	富士市木島	410-5				山林	0.0932						F4-021
27	富士市木島	410-6				山林	0.0337						F4-021
28	富士市木島	410-7				山林	0.0528						F4-021
29	富士市木島	376-1	130	ほ	4	山林	1.4072	スギ ヒノキ 広葉樹	55				F4-022
30	富士市南松野	338-4	136	に	34	山林	0.0891	スギ	61				F4-023
31	富士市南松野	338-5	136	に	34-1	山林	0.1085	広葉樹	61				F4-023
32	富士市南松野	548-50	136	ほ	11	畑	0.0198	広葉樹 ヒノキ	60				F4-024
33	富士市南松野	548-62				畑	0.0138						F4-024
34	富士市南松野	539-44	136	ほ	1	畑	0.0198	スギ ヒノキ	60				F4-028
35	富士市岩淵	1732-1	132	ち	29	山林	0.3557	スギ ヒノキ	56	一部電線下			F4-031

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
			132	ち	29-1			スギ ヒ ノキ	56		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
36	富士市 南松野	539-13	136	ほ	1	畑	0.0383	スギ ヒ ノキ	60						
37	富士市 南松野	539-21				畑	0.0343								
38	富士市 南松野	539-38				畑	0.0300								
39	富士市 南松野	548-6	136	ほ	13	畑	0.0234	スギ ヒ ノキ	60						
40	富士市 南松野	548-21	136	ほ	11	畑	0.0234	スギ ヒ ノキ	60						
41	富士市 南松野	548-34				畑	0.0330								
42	富士市 南松野	548-48				畑	0.0323								
43	富士市 南松野	548-55				畑	0.0204								
44	富士市 南松野	548-56				畑	0.0165								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			132	ち	29-1			スギ ヒノキ	56				F4-031
36	富士市南松野	539-13	136	ほ	1	畑	0.0383	スギ ヒノキ	60				F4-033
37	富士市南松野	539-21				畑	0.0343						F4-033
38	富士市南松野	539-38				畑	0.0300						F4-033
39	富士市南松野	548-6	136	ほ	13	畑	0.0234	スギ ヒノキ	60				F4-035
40	富士市南松野	548-21	136	ほ	11	畑	0.0234	スギ ヒノキ	60				F4-035
41	富士市南松野	548-34				畑	0.0330						F4-035
42	富士市南松野	548-48				畑	0.0323						F4-035
43	富士市南松野	548-55				畑	0.0204						F4-035
44	富士市南松野	548-56				畑	0.0165						F4-035

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
45	富士市 南松野	548-57				畑	0.0647				2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
46	富士市 南松野	4910-34	138	は	19	山林	0.3722	ヒノキ	58						
47	富士市 南松野	539-37	136	ほ	1	畑	0.0416	スギ ヒ ノキ	60						
48	富士市 南松野	539-91				畑	0.0611								
49	富士市 南松野	539-101				畑	0.0204								
50	富士市 南松野	539-103	136	に	17	畑	0.0416	スギ ヒ ノキ	52						
51	富士市 南松野	539-105				畑	0.0257								
52	富士市 南松野	539-20	136	ほ	7	畑	0.0267	広葉樹 ヒノキ	60						
53	富士市 南松野	539-76	136	ほ	1	畑	0.0188	スギ ヒ ノキ	60						
54	富士市 南松野	548-58	136	ほ	11	畑	0.0251	スギ ヒ ノキ	60						

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法  
・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法  
・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法  
・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項  
・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。  
・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。  
・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。  
・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期  
・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法  
・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
45	富士市 南松野	548-57				畑	0.0647						F4-035
46	富士市 南松野	4910-34	138	は	19	山林	0.3722	ヒノキ	58				F4-035
47	富士市 南松野	539-37	136	ほ	1	畑	0.0416	スギ ヒノキ	60				F4-037
48	富士市 南松野	539-91				畑	0.0611					F4-037	
49	富士市 南松野	539-101				畑	0.0204					F4-037	
50	富士市 南松野	539-103	136	に	17	畑	0.0416	スギ ヒノキ	52				F4-037
51	富士市 南松野	539-105				畑	0.0257					F4-037	
52	富士市 南松野	539-20	136	ほ	7	畑	0.0267	広葉樹 ヒノキ	60				F4-038
53	富士市 南松野	539-76	136	ほ	1	畑	0.0188	スギ ヒノキ	60				F4-038
54	富士市 南松野	548-58	136	ほ	11	畑	0.0251	スギ ヒノキ	60				F4-038

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
55	富士市 南松野	550-3	136	ほ	15	畑	0.0373	スギ ヒ ノキ	60		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
56	富士市 南松野	548-53	136	ほ	11	畑	0.0234	スギ ヒ ノキ	60						
57	富士市 南松野	548-10	136	ほ	11	畑	0.0155	スギ ヒ ノキ	60						
58	富士市 南松野	548-67				畑	0.0241								
59	富士市 南松野	539-28	136	ほ	7	畑	0.0191	スギ ヒ ノキ	60						
60	富士市 南松野	539-100	136	ほ	1	畑	0.0234	スギ ヒ ノキ	60						
61	富士市 南松野	548-49	136	ほ	11	畑	0.0317	スギ ヒ ノキ	60						
62	富士市 南松野	550-2	136	ほ	15	畑	0.0433	スギ ヒ ノキ	60						
63	富士市 南松野	550-23				畑	0.0238								
64	富士市 南松野	559-2	136	ほ	14	畑	0.0426	スギ ヒ ノキ	54						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
55	富士市 南松野	550-3	136	ほ	15	畑	0.0373	スギ ヒ ノキ	60				F4-038
56	富士市 南松野	548-53	136	ほ	11	畑	0.0234	スギ ヒ ノキ	60				F4-040
57	富士市 南松野	548-10	136	ほ	11	畑	0.0155	スギ ヒ ノキ	60				F4-041
58	富士市 南松野	548-67				畑	0.0241					F4-041	
59	富士市 南松野	539-28	136	ほ	7	畑	0.0191	スギ ヒ ノキ	60				F4-042
60	富士市 南松野	539-100	136	ほ	1	畑	0.0234	スギ ヒ ノキ	60				F4-042
61	富士市 南松野	548-49	136	ほ	11	畑	0.0317	スギ ヒ ノキ	60				F4-042
62	富士市 南松野	550-2	136	ほ	15	畑	0.0433	スギ ヒ ノキ	60				F4-042
63	富士市 南松野	550-23				畑	0.0238					F4-042	
64	富士市 南松野	559-2	136	ほ	14	畑	0.0426	スギ ヒ ノキ	54				F4-042

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
65	富士市 南松野	548-14	136	ほ	11	畑	0.0396	スギ ヒ ノキ	60		2023.9.29	6年 (2029.3.31)		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。
66	富士市 南松野	548-37				畑	0.0211								
67	富士市 南松野	550-1	136	ほ	15	畑	0.0340	スギ ヒ ノキ	60		1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。		
68	富士市 南松野	548-28	136	ほ	11	畑	0.0178	スギ ヒ ノキ	60						
69	富士市 南松野	539-27	136	ほ	7	畑	0.0323	スギ ヒ ノキ	60						
70	富士市 南松野	548-43	136	ほ	11	畑	0.0366	スギ	60						
71	富士市 南松野	548-63	136	ほ	9	畑	0.0862	広葉樹 ヒノキ	54						
72	富士市 南松野	548-66	136	ほ	8	畑	0.0079	ヒノキ	54						
73	富士市 南松野	4900	138	ろ	61	畑	0.0214	広葉樹	5						
74	富士市 南松野	367-2	136	に	23	山林	0.1719	スギ ヒノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
65	富士市 南松野	548-14	136	ほ	11	畑	0.0396	スギ ヒノキ	60				F4-043
66	富士市 南松野	548-37				畑	0.0211						F4-043
67	富士市 南松野	550-1	136	ほ	15	畑	0.0340	スギ ヒノキ	60				F4-043
68	富士市 南松野	548-28	136	ほ	11	畑	0.0178	スギ ヒノキ	60				F4-044
69	富士市 南松野	539-27	136	ほ	7	畑	0.0323	スギ ヒノキ	60				F4-045
70	富士市 南松野	548-43	136	ほ	11	畑	0.0366	スギ	60				F4-045
71	富士市 南松野	548-63	136	ほ	9	畑	0.0862	広葉樹 ヒノキ	54				F4-045
72	富士市 南松野	548-66	136	ほ	8	畑	0.0079	ヒノキ	54				F4-045
73	富士市 南松野	4900	138	ろ	61	畑	0.0214	広葉樹	5				F4-045
74	富士市 南松野	367-2	136	に	23	山林	0.1719	スギ ヒノキ	60				F4-049

整理番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
75	富士市南松野	548-64	136	ほ	10	畑	0.0442	スギ ヒノキ	60		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。</li> <li>ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</li> </ul>
76	富士市木島	409	130	ほ	12	畑	0.0158	スギ	57						
77	富士市木島	1249	130	ろ	6	畑	0.0333	スギ	58						
78	富士市南松野	96-8	136	ろ	1-1	畑	0.0002	広葉樹	51						
79	富士市南松野	96-19				畑	0.0109								
80	富士市南松野	96-38				畑	0.0502								
81	富士市南松野	96-47				畑	0.0135								
82	富士市南松野	96-74				畑	0.0063								
83	富士市木島	401-2	130	ほ	22	山林	0.0760	ヒノキ	61						
84	富士市木島	412-1	130	は	42	山林	0.2627	広葉樹 スギ ヒノキ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
75	富士市 南松野	548-64	136	ほ	10	畑	0.0442	スギ ヒノキ	60				F4-051
76	富士市 木島	409	130	ほ	12	畑	0.0158	スギ	57				F4-054
77	富士市 木島	1249	130	ろ	6	畑	0.0333	スギ	58				F4-054
78	富士市 南松野	96-8	136	ろ	1-1	畑	0.0002	広葉樹	51				F4-055
79	富士市 南松野	96-19	136	ろ	1-3	畑	0.0109	広葉樹	51				F4-055
80	富士市 南松野	96-38				畑	0.0502						F4-055
81	富士市 南松野	96-47				畑	0.0135						F4-055
82	富士市 南松野	96-74				畑	0.0063						F4-055
83	富士市 木島	401-2	130	ほ	22	山林	0.0760	ヒノキ	61				F4-057
84	富士市 木島	412-1	130	は	42	山林	0.2627	広葉樹 スギ ヒノキ	57				F4-057

整理 番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法			
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						備考		
85	富士市 木島	413-2	130	は	43	山林	0.2462	広葉樹 スギ ヒノキ	57	2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>			
								130	は						44	広葉樹 スギ ヒノキ	57
								130	は						46	広葉樹 スギ ヒノキ	57
								130	は						47	広葉樹 スギ ヒノキ	57
								130	は						48	広葉樹 スギ ヒノキ	57
								130	は						49	広葉樹 スギ ヒノキ	57
								130	は						50	広葉樹 スギ ヒノキ	57
								130	に						25	広葉樹 スギ ヒノキ	57
130	に	26	広葉樹 スギ ヒノキ	57													
86	富士市 木島	434	130	は	40	山林	0.1239	スギ ヒノキ	57								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
85	富士市 木島	413-2	130	は	43	山林	0.2462	広葉樹 スギ ヒノキ	57				F4-057
			130	は	44			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	は	46			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	は	47			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	は	48			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	は	49			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	は	50			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	に	25			広葉樹 スギ ヒノキ	57	F4-057			
			130	に	26		広葉樹 スギ ヒノキ	57			F4-057		
86	富士市 木島	434	130	は	40	山林	0.1239	スギ ヒノキ	57				F4-057

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
			130	に	14			スギ ヒノキ	57		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
87	富士市 南松野	344-2	136	に	2	畑	0.0942	スギ ヒノキ	62						
88	富士市 木島	391	130	ほ	29	山林	0.7127	広葉樹 ヒノキ	55						
89	富士市 木島	393	130	ほ	30	山林	0.0872	広葉樹 ヒノキ	55						
90	富士市 木島	394	130	ほ	31	畑	0.0644	広葉樹 ヒノキ	55						
91	富士市 木島	1250	130	は	17	畑	0.0846	スギ	57						
92	富士市 南松野	96-43	136	ろ	1-1	畑	0.0204	広葉樹 スギ	51						
93	富士市 南松野	548-11	136	ほ	12	畑	0.0221	ヒノキ	60						
94	富士市 南松野	548-54	136	ほ	11	畑	0.0181	スギ ヒノキ	60						
95	富士市 南松野	539-39	136	ほ	5	畑	0.1120	広葉樹	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			130	に	14			スギ ヒノキ	57				F4-057
87	富士市南松野	344-2	136	に	2	畑	0.0942	スギ ヒノキ	62				F4-058
88	富士市木島	391	130	ほ	29	山林	0.7127	広葉樹 ヒノキ	55				F4-059
89	富士市木島	393	130	ほ	30	山林	0.0872	広葉樹 ヒノキ	55				F4-059
90	富士市木島	394	130	ほ	31	畑	0.0644	広葉樹 ヒノキ	55				F4-059
91	富士市木島	1250	130	は	17	畑	0.0846	スギ	57				F4-060
92	富士市南松野	96-43	136	ろ	1-1	畑	0.0204	広葉樹 スギ	51				F4-061
93	富士市南松野	548-11	136	ほ	12	畑	0.0221	ヒノキ	60				F4-062
94	富士市南松野	548-54	136	ほ	11	畑	0.0181	スギ ヒノキ	60				F4-062
95	富士市南松野	539-39	136	ほ	5	畑	0.1120	広葉樹	57				F4-066

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
96	富士市 南松野	539-98	136	ほ	1	畑	0.0287	ヒノキ	57		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
97	富士市 南松野	548-9	136	ほ	12	畑	0.0400	ヒノキ	43						
98	富士市 南松野	355-2	136	に	12	山林	0.1398	広葉樹	57						
99	富士市 南松野	360-2	136	に	20	山林	0.0426	ヒノキ	57						
100	富士市 南松野	366-2	136	に	30	山林	0.1408	ヒノキ	62						
101	富士市 南松野	350-2	136	に	29	畑	0.0400	ヒノキ	42						
102	富士市 南松野	356-3	136	に	20	畑	0.0267	ヒノキ 広葉樹	57						
103	富士市 南松野	357-1	136	に	12	山林	0.0221	ヒノキ	57						
104	富士市 南松野	361-1	136	に	21	畑	0.0175	ヒノキ 広葉樹	57						
105	富士市 南松野	539-53	136	ほ	1	畑	0.0271	スギ ヒノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
96	富士市 南松野	539-98	136	ほ	1	畑	0.0287	ヒノキ	57				F4-066
97	富士市 南松野	548-9	136	ほ	12	畑	0.0400	ヒノキ	43				F4-066
98	富士市 南松野	355-2	136	に	12	山林	0.1398	広葉樹	57				F4-068
99	富士市 南松野	360-2				山林	0.0426						
100	富士市 南松野	366-2	136	に	30	山林	0.1408	ヒノキ	62				F4-068
101	富士市 南松野	350-2	136	に	29	畑	0.0400	ヒノキ	42				F4-069
102	富士市 南松野	356-3	136	に	20	畑	0.0267	ヒノキ 広葉樹	57				F4-069
103	富士市 南松野	357-1	136	に	12	山林	0.0221	ヒノキ	57				F4-069
104	富士市 南松野	361-1	136	に	21	畑	0.0175	ヒノキ 広葉樹	57				F4-069
105	富士市 南松野	539-53	136	ほ	1	畑	0.0271	スギ ヒノキ	60				F4-070



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
106	富士市南松野	539-57				畑	0.0323						F4-070
107	富士市南松野	539-79				畑	0.0175						F4-070
108	富士市南松野	539-89				畑	0.0413						F4-070
109	富士市南松野	539-106	136	に	16	畑	0.0426	スギ	54				F4-070
110	富士市南松野	550-7	136	ほ	15	畑	0.0280	スギ	57				F4-070
111	富士市南松野	1021	137	は	1	畑	0.0770	スギ	57				F4-070
112	富士市南松野	4910-6	138	は	3	山林	0.0393	スギ	63				F4-070
113	富士市南松野	539-8	136	ほ	1	畑	0.0277	スギ ヒノキ	60				F4-071
114	富士市南松野	539-43				畑	0.0509					F4-071	
115	富士市南松野	539-46				畑	0.0251					F4-071	

整理 番号	配F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地						
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考							
116	富士市 南松野	548-47	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。		
117	富士市 南松野	539-18	136	ほ	1	畑	0.0353	スギ ヒノキ	60								
118	富士市 南松野	539-104	136	に	17	畑	0.0413	ヒノキ	52								
119	富士市 南松野	73-2	136	ろ	1	山林	0.5517	スギ ヒ ノ キ	51								
120	富士市 南松野	93-1				1-1	山林									0.0396	スギ ヒ ノ キ
121	富士市 南松野	93-2				山林	0.0317										
122	富士市 南松野	94				山林	0.4138										
123	富士市 南松野	113				山林	0.4958										
124	富士市 南松野	98-4	136	ろ	3-1	山林	0.1285	広葉樹	25	一部電 線下							
125	富士市 南松野	99-3	136	ろ	1-2	山林	0.0034	広葉樹	25	一部電 線下							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
116	富士市南松野	548-47	136	ほ	11	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60				F4-071
117	富士市南松野	539-18	136	ほ	1	畑	0.0353	スギ ヒノキ	60				F4-073
118	富士市南松野	539-104	136	に	17	畑	0.0413	ヒノキ	52				F4-073
119	富士市南松野	73-2	136	ろ	1	山林	0.5517	スギ ヒノキ	51				F4-075
120	富士市南松野	93-1	136	ろ	1-1	山林	0.0396	スギ ヒノキ	51				F4-075
121	富士市南松野	93-2				山林	0.0317						F4-075
122	富士市南松野	94				山林	0.4138						F4-075
123	富士市南松野	113				山林	0.4958						F4-075
124	富士市南松野	98-4	136	ろ	3-1	山林	0.1285	広葉樹	25	一部電線下			F4-075
125	富士市南松野	99-3	136	ろ	1-2	山林	0.0034	広葉樹	25	一部電線下			F4-075

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
126	富士市 南松野	99-4				山林	0.0343				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
127	富士市 南松野	98-1	136	ろ	2	山林	0.1413	スギ	55						
128	富士市 南松野	98-3	136	ろ	3	山林	0.2270	ヒノキ	45						
129	富士市 南松野	99-1	136	ろ	4	山林	0.5795	ヒノキ	89						
130	富士市 南松野	99-2	136	ろ	5	山林	0.2140	ヒノキ	55						
131	富士市 南松野	100	136	ろ	5-1	山林	1.6046	ヒノキ	43						
132	富士市 南松野	101-1-1	136	ろ	10	山林	0.0509	ヒノキ	59						
133	富士市 南松野	101-1-2	136	ろ	11	山林	0.0889	ヒノキ	64						
134	富士市 南松野	101-1-3	136	に	7	山林	0.0512	スギ ヒノキ	59						
135	富士市 南松野	101-1-4	136	に	8	山林	0.0971	スギ ヒノキ	59						

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法  
・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法  
・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法  
・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項  
・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。  
・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。  
・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。  
・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期  
・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法  
・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
126	富士市 南松野	99-4				山林	0.0343						F4-075
127	富士市 南松野	98-1	136	ろ	2	山林	0.1413	スギ	55				F4-075
128	富士市 南松野	98-3	136	ろ	3	山林	0.2270	ヒノキ	45				F4-075
129	富士市 南松野	99-1	136	ろ	4	山林	0.5795	ヒノキ	89				F4-075
130	富士市 南松野	99-2	136	ろ	5	山林	0.2140	ヒノキ	55				F4-075
131	富士市 南松野	100	136	ろ	5-1	山林	1.6046	ヒノキ	43				F4-075
132	富士市 南松野	101-1-1	136	ろ	10	山林	0.0509	ヒノキ	59				F4-075
133	富士市 南松野	101-1-2	136	ろ	11	山林	0.0889	ヒノキ	64				F4-075
134	富士市 南松野	101-1-3	136	に	7	山林	0.0512	スギ ヒノキ	59				F4-075
135	富士市 南松野	101-1-4	136	に	8	山林	0.0971	スギ ヒノキ	59				F4-075

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
136	富士市 南松野	101-2	136	に	9	山林	0.3649	ヒノキ	64		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
137	富士市 南松野	102	136	に	10	山林	0.0284	スギ ヒ ノキ	58						
138	富士市 南松野	103	136	に	11	山林	0.0919	ヒノキ	47						
139	富士市 南松野	104-1	136	に	29	山林	0.9561	ヒノキ	42						
140	富士市 南松野	104-2				山林	0.1184								
141	富士市 南松野	104-3				山林	0.0465								
142	富士市 南松野	105				山林	0.1957								
143	富士市 南松野	107				山林	1.9308								
144	富士市 南松野	336				山林	1.5993								
145	富士市 南松野	342				山林	0.0423								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
136	富士市南松野	101-2	136	に	9	山林	0.3649	ヒノキ	64				F4-075
137	富士市南松野	102	136	に	10	山林	0.0284	スギ ヒノキ	58			F4-075	
138	富士市南松野	103	136	に	11	山林	0.0919	ヒノキ	47			F4-075	
139	富士市南松野	104-1	136	に	29	山林	0.9561	ヒノキ	42			F4-075	
140	富士市南松野	104-2				山林	0.1184					F4-075	
141	富士市南松野	104-3				山林	0.0465					F4-075	
142	富士市南松野	105				山林	0.1957					F4-075	
143	富士市南松野	107				山林	1.9308					F4-075	
144	富士市南松野	336				山林	1.5993					F4-075	
145	富士市南松野	342				山林	0.0423					F4-075	

整理番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
146	富士市南松野	343-1				山林	2.2596				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
147	富士市南松野	346			山林	0.5130									
148	富士市南松野	347			山林	0.0697									
149	富士市南松野	348-1			山林	0.3424									
150	富士市南松野	348-2			山林	0.0823									
151	富士市南松野	349-1			山林	0.0991									
152	富士市南松野	349-2			山林	0.1342									
153	富士市南松野	350-1			山林	0.0555									
154	富士市南松野	351-1			山林	0.0366									
155	富士市南松野	351-3			山林	0.0152									

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
146	富士市南松野	343-1				山林	2.2596						F4-075
147	富士市南松野	346				山林	0.5130					F4-075	
148	富士市南松野	347				山林	0.0697					F4-075	
149	富士市南松野	348-1				山林	0.3424					F4-075	
150	富士市南松野	348-2				山林	0.0823					F4-075	
151	富士市南松野	349-1				山林	0.0991					F4-075	
152	富士市南松野	349-2				山林	0.1342					F4-075	
153	富士市南松野	350-1				山林	0.0555					F4-075	
154	富士市南松野	351-1				山林	0.0366					F4-075	
155	富士市南松野	351-3				山林	0.0152					F4-075	

整理番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
156	富士市南松野	354-2				山林	0.1451				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
157	富士市南松野	357-3	136	に	12	山林	0.1137	スギヒノキ	57						
158	富士市南松野	362-3	136	に	21	山林	0.0433	スギヒノキ	57						
159	富士市木島	1517-009	132	ち	62	山林	0.2000	スギヒノキ	55						
			132	ち	64			スギヒノキ	55						
			132	り	5			スギヒノキ	55						
			132	り	6			スギヒノキ	55						
			132	り	7			スギヒノキ	55						
			132	り	8			スギヒノキ	55						
			132	り	8			スギヒノキ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
156	富士市南松野	354-2				山林	0.1451						F4-075
157	富士市南松野	357-3	136	に	12	山林	0.1137	スギ ヒノキ	57				F4-075
158	富士市南松野	362-3	136	に	21	山林	0.0433	スギ ヒノキ	57				F4-075
159	富士市木島	1517-009	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55				F4-077
			132	ち	64			スギ ヒノキ	55			F4-077	
			132	り	5			スギ ヒノキ	55			F4-077	
			132	り	6			スギ ヒノキ	55			F4-077	
			132	り	7			スギ ヒノキ	55			F4-077	
			132	り	8			スギ ヒノキ	55			F4-077	
			132	り	8			スギ ヒノキ	55			F4-077	

整理 番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
			132	り	9			スギ ヒ ノキ	55		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
		441	130	は	26	畑	0.0320	スギ ヒ ノキ	64						
160	富士市 木島	441	130	は	26	畑	0.0320	スギ ヒ ノキ	64						
161	富士市 木島	1252	130	ろ	4	畑	0.0165	スギ	60						
162	富士市 木島	1253				畑	0.0442								
163	富士市 木島	1517-012	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒ ノキ	55						
			132	ち	64			スギ ヒ ノキ	55						
			132	り	5			スギ ヒ ノキ	55						
			132	り	6			スギ ヒ ノキ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			132	リ	9			スギ ヒノキ	55				F4-077
			132	リ	10			スギ ヒノキ	55				F4-077
			132	リ	11			スギ ヒノキ	55				F4-077
160	富士市 木島	441	130	は	26	畑	0.0320	スギ ヒノキ	64				F4-078
161	富士市 木島	1252	130	ろ	4	畑	0.0165	スギ	60				F4-078
162	富士市 木島	1253				畑	0.0442					F4-078	
163	富士市 木島	1517-012	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55				F4-079
			132	ち	64			スギ ヒノキ	55			F4-079	
			132	リ	5			スギ ヒノキ	55			F4-079	
			132	リ	6			スギ ヒノキ	55			F4-079	

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考						
			132	リ	7			スギ ヒ ノキ	55		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法  1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額か ら木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所につい ては、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。	
		132	リ	8			スギ ヒ ノキ	55								
		132	リ	8			スギ ヒ ノキ	55								
		132	リ	9			スギ ヒ ノキ	55								
		132	リ	10			スギ ヒ ノキ	55								
		132	リ	11			スギ ヒ ノキ	55								
164	富士市 木島	439	130	に	8	山林	0.1877	スギ ヒ ノキ	54							
165	富士市 木島	443				山林	0.2208									
166	富士市 南松野	96-30	136	ろ	1-2	畑	0.0330	広葉樹	25							
167	富士市 南松野	352-2	136	に	9	山林	0.0396	ヒノキ	64							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			132	リ	7			スギ ヒノキ	55				F4-079
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55				F4-079
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55				F4-079
			132	リ	9			スギ ヒノキ	55				F4-079
			132	リ	10			スギ ヒノキ	55				F4-079
			132	リ	11			スギ ヒノキ	55				F4-079
164	富士市 木島	439	130	に	8	山林	0.1877	スギ ヒノキ	54				F4-080
165	富士市 木島	443				山林	0.2208						F4-080
166	富士市 南松野	96-30	136	ろ	1-2	畑	0.0330	広葉樹	25				F4-081
167	富士市 南松野	352-2	136	に	9	山林	0.0396	ヒノキ	64				F4-081

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
168	富士市 南松野	354-1	136	に	10	山林	0.1642	スギ ヒ ノキ	58		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。	
169	富士市 南松野	539-86	130	ろ	8	山林	0.0310	スギ	59						
170	富士市 木島	1245	136	ほ	1	山林	0.0122	スギ ヒ ノキ	60						
171	富士市 南松野	365-1	136	に	27	山林	0.0466	スギ ヒ ノキ	57						
172	富士市 南松野	366-1				136	に	30	畑	0.0277					スギ ヒ ノキ
173	富士市 南松野	356-2	136	に	12	山林	0.0495	広葉樹 スギ	57						
174	富士市 南松野	362-2	136	に	21	畑	0.0304	広葉樹 スギ	57						
175	富士市 南松野	548-31	136	ほ	11	畑	0.0502	ヒノキ	60						
176	富士市 南松野	548-51				畑	0.0171								
177	富士市 南松野	539-56	136	ほ	1	畑	0.0261	スギ ヒ ノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
168	富士市 南松野	354-1	136	に	10	山林	0.1642	スギ ヒノキ	58				F4-081
169	富士市 南松野	539-86	130	ろ	8	山林	0.0310	スギ	59				F4-081
170	富士市 木島	1245	136	ほ	1	山林	0.0122	スギ ヒノキ	60				F4-081
171	富士市 南松野	365-1	136	に	27	山林	0.0466	スギ ヒノキ	57				F4-083
172	富士市 南松野	366-1	136	に	30	畑	0.0277	スギ ヒノキ	62				F4-083
173	富士市 南松野	356-2	136	に	12	山林	0.0495	広葉樹 スギ	57				F4-084
174	富士市 南松野	362-2	136	に	21	畑	0.0304	広葉樹 スギ	57				F4-084
175	富士市 南松野	548-31	136	ほ	11	畑	0.0502	ヒノキ	60				F4-087
176	富士市 南松野	548-51				畑	0.0171						F4-087
177	富士市 南松野	539-56	136	ほ	1	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60				F4-088

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
178	富士市 南松野	96-11	136	ろ	1	畑	0.0759	広葉樹	51		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
179	富士市 南松野	96-14	136	ろ	1-1	畑	0.0161	広葉樹	51						
180	富士市 南松野	96-61				畑	0.0090								
181	富士市 南松野	96-35				畑	0.0415								
182	富士市 南松野	96-50				畑	0.0163								
183	富士市 南松野	96-51				畑	0.0017								
184	富士市 南松野	96-67				畑	0.0012								
185	富士市 南松野	96-69				畑	0.0032								
186	富士市 岩淵	1748-1	137	は	31	山林	0.9213	広葉樹	50						
187	富士市 南松野	1057-2	132	ち	7-1	山林	0.0511	スギ 広葉樹	59						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
178	富士市南松野	96-11	136	ろ	1	畑	0.0759	広葉樹	51				F4-090
179	富士市南松野	96-14	136	ろ	1-1	畑	0.0161	広葉樹	51				F4-090
180	富士市南松野	96-61				畑	0.0090						F4-090
181	富士市南松野	96-35				畑	0.0415						F4-090
182	富士市南松野	96-50				畑	0.0163						F4-090
183	富士市南松野	96-51				畑	0.0017						F4-090
184	富士市南松野	96-67				畑	0.0012						F4-090
185	富士市南松野	96-69				畑	0.0032						F4-090
186	富士市岩淵	1748-1	137	は	31	山林	0.9213	広葉樹	50				F4-092
187	富士市南松野	1057-2	132	ち	7-1	山林	0.0511	スギ 広葉樹	59				F4-092

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
188	富士市 南松野	4910-15	138	は	3	山林	0.1233	広葉樹 スギ ヒ ノキ	63		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
189	富士市 南松野	96-2	136	ろ	1	畑	0.0330	ヒノキ 広葉樹	25						
190	富士市 南松野	96-23	136	ろ	1-3	畑	0.0238	ヒノキ	55						
191	富士市 南松野	539-34	136	ほ	1	畑	0.0198	スギ ヒ ノキ	60						
192	富士市 南松野	539-62				畑	0.0406								
193	富士市 南松野	539-111	130	は	2	畑	0.0938	ヒノキ	60						
			130	は	6		ヒノキ	60							
			130	は	7		ヒノキ	60							
			130	は	8		ヒノキ	60							
194	富士市 南松野	539-3	136	ほ	1	畑	0.0178	スギ ヒ ノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
188	富士市 南松野	4910-15	138	は	3	山林	0.1233	広葉樹 スギ ヒ ノキ	63				F4-092
189	富士市 南松野	96-2	136	ろ	1	畑	0.0330	ヒノキ 広葉樹	25				F4-093
190	富士市 南松野	96-23	136	ろ	1-3	畑	0.0238	ヒノキ	55				F4-093
191	富士市 南松野	539-34	136	ほ	1	畑	0.0198	スギ ヒ ノキ	60				F4-093
192	富士市 南松野	539-62				畑	0.0406						F4-093
193	富士市 南松野	539-111	130	は	2	畑	0.0938	ヒノキ	60				F4-097
			130	は	6			ヒノキ	60				F4-097
			130	は	7			ヒノキ	60				F4-097
			130	は	8			ヒノキ	60				F4-097
194	富士市 南松野	539-3	136	ほ	1	畑	0.0178	スギ ヒ ノキ	60				F4-098

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
195	富士市 南松野	539-14				畑	0.0191				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
196	富士市 南松野	539-73	131	は	11	山林	0.0919	広葉樹	10						
197	富士市 南松野	558-2	131	ろ	21	山林	0.0132	スギ	52						
198	富士市 南松野	96-33	136	ろ	1-3	畑	0.0304	スギ ヒノキ	25						
199	富士市 南松野	96-36					0.0383	スギ ヒノキ	25						
200	富士市 南松野	539-23	136	ほ	6	畑	0.0238	スギ ヒノキ	60						
201	富士市 南松野	548-52	136	ほ	11	畑	0.0247	スギ ヒノキ	60						
202	富士市 南松野	550-18	136	ほ	15	畑	0.0320	スギ ヒノキ	57						
203	富士市 南松野	550-24					0.0277								
204	富士市 南松野	550-26					0.0195								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
195	富士市 南松野	539-14				畑	0.0191						F4-098
196	富士市 南松野	539-73	131	は	11	山林	0.0919	広葉樹	10				F4-099
197	富士市 南松野	558-2	131	ろ	21	山林	0.0132	スギ	52				F4-100
198	富士市 南松野	96-33	136	ろ	1-3	畑	0.0304	スギ ヒノキ	25				F4-101
199	富士市 南松野	96-36	136	ろ	1-2	畑	0.0383	スギ ヒノキ	25				F4-101
200	富士市 南松野	539-23	136	ほ	6	畑	0.0238	スギ ヒノキ	60				F4-103
201	富士市 南松野	548-52	136	ほ	11	畑	0.0247	スギ ヒノキ	60				F4-103
202	富士市 南松野	550-18	136	ほ	15	畑	0.0320	スギ ヒノキ	57				F4-103
203	富士市 南松野	550-24				畑	0.0277						F4-103
204	富士市 南松野	550-26				畑	0.0195						F4-103

整理番号	配付	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
205	富士市南松野	539-94	130	は	1-1	畑	0.1381	広葉樹スギ	57		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
206	富士市南松野	96-17	136	ろ	1-1	畑	0.0289	広葉樹	51	一部電線下					
207	富士市南松野	96-20	136	ろ	1-2	畑	0.0274	広葉樹	51						
208	富士市南松野	96-26	136	ろ	1-3	畑	0.0283	広葉樹	51						
209	富士市南松野	96-32				畑	0.0210								
210	富士市南松野	96-53				畑	0.0041								
211	富士市南松野	539-15	136	ほ	1	畑	0.0244	スギヒノキ	60						
212	富士市南松野	539-93	136	ほ	1	畑	0.0780	スギヒノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称			
205	富士市南松野	539-94	130	は	1-1	畑	0.1381	広葉樹スギ	57				F4-105		
			130	は	3	広葉樹スギ		57	F4-105						
			130	は	4	広葉樹スギ		57	F4-105						
206	富士市南松野	96-17	136	ろ	1-1	畑	0.0289	広葉樹	51	一部電線下			F4-106		
207	富士市南松野	96-20			1-2	畑	0.0274						広葉樹	51	F4-106
208	富士市南松野	96-26			1-3	畑	0.0283						広葉樹	51	F4-106
209	富士市南松野	96-32			畑	0.0210							F4-106		
210	富士市南松野	96-53			畑	0.0041							F4-106		
211	富士市南松野	539-15	136	ほ	1	畑	0.0244	スギヒノキ	60				F4-107		
212	富士市南松野	539-93	136	ほ	1	畑	0.0780	スギヒノキ	60				F4-108		

整理 番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
213	富士市 木島	1385	132	ち	58	山林	0.0690	ヒノキ	62		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
214	富士市 岩淵	1893-3	132	ち	36	山林	0.0406	スギ ヒノキ	63						
215	富士市 岩淵	1893-6	132	ち	35	山林	0.0500	スギ ヒノキ	63						
216	富士市 木島	1382-001	132	ち	47	山林	0.0200	スギ ヒノキ	59	林小班 の一部					
			132	ち	48			スギ ヒノキ	59						
			132	ち	50			スギ ヒノキ	59						
			132	ち	51			スギ ヒノキ	59						
			132	ち	53		スギ ヒノキ	59							
			132	り	12		スギ ヒノキ	59							
217	富士市 南松野	539-36	136	ほ	1	畑	0.0938	スギ ヒノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
213	富士市木島	1385	132	ち	58	山林	0.0690	ヒノキ	62				F4-108
214	富士市岩淵	1893-3	132	ち	36	山林	0.0406	スギ ヒノキ	63				F4-108
215	富士市岩淵	1893-6	132	ち	35	山林	0.0500	スギ ヒノキ	63				F4-108
216	富士市木島	1382-001	132	ち	47	山林	0.0200	スギ ヒノキ	59	林小班の一部			F4-108
			132	ち	48			スギ ヒノキ	59		F4-108		
			132	ち	50			スギ ヒノキ	59		F4-108		
			132	ち	51			スギ ヒノキ	59		F4-108		
			132	ち	53			スギ ヒノキ	59		F4-108		
			132	り	12			スギ ヒノキ	59		F4-108		
217	富士市南松野	539-36	136	ほ	1	畑	0.0938	スギ ヒノキ	60				F4-109

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
218	富士市 南松野	539-47				畑	0.0723				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
219	富士市 南松野	539-51			畑	0.0238									
220	富士市 南松野	539-60			畑	0.0654									
221	富士市 南松野	539-61			畑	0.0195									
222	富士市 南松野	539-92			畑	0.0261									
223	富士市 南松野	548-25	136	ほ	11	畑	0.0373	スギ ヒノキ	60						
224	富士市 南松野	559-4	136	へ	1	山林	0.0383	ヒノキ	65						
225	富士市 南松野	539-9	136	ほ	1	山林	0.0363	スギ ヒノキ	60						
226	富士市 南松野	539-10				山林	0.0201								
227	富士市 南松野	539-32				山林	0.1649								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
218	富士市南松野	539-47				畑	0.0723						F4-109
219	富士市南松野	539-51				畑	0.0238					F4-109	
220	富士市南松野	539-60				畑	0.0654					F4-109	
221	富士市南松野	539-61				畑	0.0195					F4-109	
222	富士市南松野	539-92				畑	0.0261					F4-109	
223	富士市南松野	548-25	136	ほ	11	畑	0.0373	スギ ヒノキ	60			F4-109	
224	富士市南松野	559-4	136	へ	1	山林	0.0383	ヒノキ	65			F4-110	
225	富士市南松野	539-9	136	ほ	1	山林	0.0363	スギ ヒノキ	60			F4-111	
226	富士市南松野	539-10				山林	0.0201					F4-111	
227	富士市南松野	539-32				山林	0.1649					F4-111	

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
228	富士市 南松野	548-4	136	ほ	11	山林	0.0284	スギ	60		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法  1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
229	富士市 南松野	557-2	136	ほ	15	山林	0.0201	スギ	60						
230	富士市 南松野	96-34	136	ろ	1-2	畑	0.0152	スギ ヒノキ 広葉樹	25						
231	富士市 南松野	96-64				畑	0.0026								
232	富士市 南松野	96-65				畑	0.0008								
233	富士市 南松野	96-39				130	ほ			21					
234	富士市 南松野	96-7	136	ろ	1-3	畑	0.0287	広葉樹	25						
235	富士市 木島	408	130	ほ	11	畑	0.0485	スギ ヒノキ	59						
236	富士市 木島	1247	130	ろ	7	畑	0.0320	スギ	57						
			130	ろ	10			スギ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
228	富士市南松野	548-4	136	ほ	11	山林	0.0284	スギ	60				F4-111
229	富士市南松野	557-2	136	ほ	15	山林	0.0201	スギ	60				F4-111
230	富士市南松野	96-34	136	ろ	1-2	畑	0.0152	スギ ヒノキ 広葉樹	25				F4-114
231	富士市南松野	96-64				畑	0.0026					F4-114	
232	富士市南松野	96-65				畑	0.0008					F4-114	
233	富士市南松野	96-39	130	ほ	21	畑	0.0561	スギ ヒノキ	60				F4-114
234	富士市南松野	96-7	136	ろ	1-3	畑	0.0287	広葉樹	25				F4-115
235	富士市木島	408	130	ほ	11	畑	0.0485	スギ ヒノキ	59				F4-115
236	富士市木島	1247	130	ろ	7	畑	0.0320	スギ	57				F4-115
			130	ろ	10			スギ	57				

整理 番号	配付 F4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
237	富士市 南松野	96-6	136	ろ	1-1	畑	0.0337	広葉樹	25		2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
238	富士市 南松野	96-15	136	ろ	1-2	畑	0.0092	広葉樹	25						
239	富士市 南松野	96-31	136	ろ	1-3	畑	0.0340	広葉樹	25						
240	富士市 南松野	96-49				畑	0.0095								
241	富士市 南松野	96-62				畑	0.0072								
242	富士市 南松野	96-41	136	ろ	1-1	畑	0.0423	スギ ヒ ノキ 広葉樹	51						
243	富士市 南松野	539-6	136	ほ	1	畑	0.0261	スギ ヒ ノキ	60						
244	富士市 南松野	539-16				畑	0.0178								
245	富士市 南松野	539-88				畑	0.0231								
246	富士市 南松野	550-5	136	ほ	15	畑	0.0251	スギ ヒ ノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
237	富士市 南松野	96-6	136	ろ	1-1	畑	0.0337	広葉樹	25				F4-118
238	富士市 南松野	96-15	136	ろ	1-2	畑	0.0092	広葉樹	25			F4-118	
239	富士市 南松野	96-31	136	ろ	1-3	畑	0.0340	広葉樹	25			F4-118	
240	富士市 南松野	96-49				畑	0.0095					F4-118	
241	富士市 南松野	96-62				畑	0.0072					F4-118	
242	富士市 南松野	96-41	136	ろ	1-1	畑	0.0423	スギ ヒノキ 広葉樹	51			F4-118	
243	富士市 南松野	539-6	136	ほ	1	畑	0.0261	スギ ヒノキ	60			F4-120	
244	富士市 南松野	539-16				畑	0.0178					F4-120	
245	富士市 南松野	539-88				畑	0.0231					F4-120	
246	富士市 南松野	550-5	136	ほ	15	畑	0.0251	スギ ヒノキ	60			F4-120	

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
247	富士市 南松野	550-8				畑	0.0357				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
248	富士市 南松野	559-3	136	ほ	14	山林	0.0370	スギ	54						
249	富士市 南松野	539-66	136	ほ	1	畑	0.0337	スギ ヒ ノキ	60						
250	富士市 南松野	539-78				畑	0.0165								
251	富士市 南松野	539-110	130	は	1-2	畑	0.0766	スギ ヒ ノキ	60						
			130	は	1-1	スギ ヒ ノキ		60							
			130	は	3	スギ ヒ ノキ		60							
			130	は	5	スギ ヒ ノキ		60							
252	富士市 南松野	548-8	136	ほ	13	畑	0.0284	ヒノキ	51						
253	富士市 南松野	550-11	136	ほ	15	畑	0.0578	スギ ヒ ノキ	60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
247	富士市南松野	550-8				畑	0.0357						F4-120
248	富士市南松野	559-3	136	ほ	14	山林	0.0370	スギ	54				F4-120
249	富士市南松野	539-66	136	ほ	1	畑	0.0337	スギ ヒノキ	60				F4-121
250	富士市南松野	539-78				畑	0.0165					F4-121	
251	富士市南松野	539-110	130	は	1-2	畑	0.0766	スギ ヒノキ	60				F4-121
			130	は	1-1				スギ ヒノキ	60		F4-121	
			130	は	3				スギ ヒノキ	60		F4-121	
			130	は	5				スギ ヒノキ	60		F4-121	
252	富士市南松野	548-8	136	ほ	13	畑	0.0284	ヒノキ	51				F4-121
253	富士市南松野	550-11	136	ほ	15	畑	0.0578	スギ ヒノキ	60				F4-121

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
254	富士市 南松野	550-12				畑	0.0274				2023.9.29	6年 (2029.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
255	富士市 南松野	550-13			畑	0.0287									
256	富士市 南松野	557-1				畑	0.0314								
257	富士市 南松野	550-16	136	ほ	15	畑	0.0340	スギ ノキ	60						
258	富士市 木島	1340-2	131	に	30	山林	0.2965	スギ	60						
259	富士市 木島	1341	131	に	28	山林	0.0386	スギ	60						
260	富士市 木島	1373	131	ろ	20	畑	0.1795	スギ ノキ	52						
261	富士市 木島	1376	131	ろ	21	畑	0.0476	スギ ノキ	52						
262	富士市 木島	1382-003	132	ち	47	山林	0.0100	スギ ノキ	59	林小班の一部					
			132	ち	48			スギ ノキ	59						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
254	富士市 南松野	550-12				畑	0.0274						F4-121
255	富士市 南松野	550-13				畑	0.0287					F4-121	
256	富士市 南松野	557-1				畑	0.0314					F4-121	
257	富士市 南松野	550-16	136	ほ	15	畑	0.0340	スギ ヒノキ	60			F4-125	
258	富士市 木島	1340-2	131	に	30	山林	0.2965	スギ	60			F4-126	
259	富士市 木島	1341	131	に	28	山林	0.0386	スギ	60			F4-126	
260	富士市 木島	1373	131	ろ	20	畑	0.1795	スギ ヒノキ	52			F4-126	
261	富士市 木島	1376	131	ろ	21	畑	0.0476	スギ ヒノキ	52			F4-126	
262	富士市 木島	1382-003	132	ち	47	山林	0.0100	スギ ヒノキ	59	林小班 の一部		F4-126	
			132	ち	48			スギ ヒノキ	59			F4-126	

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元			(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(名称) 富士市長 小長井 義正			(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法		
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢						備考	
			132	ち	50			スギ ヒ ノキ	59		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)				
			132	ち	51			スギ ヒ ノキ	59							
			132	ち	53			スギ ヒ ノキ	59							
			132	り	12			スギ ヒ ノキ	59							
263	富士市 木島	1517-1	132	ち	62	山林	0.1000	スギ ヒ ノキ	59	林小班 の一部						
			132	ち	64			スギ ヒ ノキ	59							
			132	り	5			スギ ヒ ノキ	59							
			132	り	6			スギ ヒ ノキ	59							
			132	り	7			スギ ヒ ノキ	59							
			132	り	8			スギ ヒ ノキ	59							

1. 森林経営  
・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。

2. 森林管理  
・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。

3. 森林施業  
・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法  
・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法  
・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法  
・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項  
・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。  
・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。  
・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。  
・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期  
・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法  
・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			132	ち	50			スギ ヒノキ	59				F4-126
			132	ち	51			スギ ヒノキ	59			F4-126	
			132	ち	53			スギ ヒノキ	59			F4-126	
			132	り	12			スギ ヒノキ	59			F4-126	
263	富士市 木島	1517-1	132	ち	62	山林	0.1000	スギ ヒノキ	59	林小班 の一部		F4-126	
			132	ち	64			スギ ヒノキ	59			F4-126	
			132	り	5			スギ ヒノキ	59			F4-126	
			132	り	6			スギ ヒノキ	59			F4-126	
			132	り	7			スギ ヒノキ	59			F4-126	
			132	り	8			スギ ヒノキ	59			F4-126	

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
			132	リ	9			スギ ヒ ノキ	59		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
			132	リ	10		スギ ヒ ノキ	59							
			132	リ	11		スギ ヒ ノキ	59							
264	富士市 木島	1517-017	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒ ノキ	55						
			132	ち	64			スギ ヒ ノキ	55						
			132	リ	5			スギ ヒ ノキ	55						
			132	リ	6			スギ ヒ ノキ	55						
			132	リ	7			スギ ヒ ノキ	55						
			132	リ	8			スギ ヒ ノキ	55						
			132	リ	8			スギ ヒ ノキ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			132	リ	9			スギ ヒノキ	59				F4-126
			132	リ	10			スギ ヒノキ	59				F4-126
			132	リ	11			スギ ヒノキ	59				F4-126
264	富士市 木島	1517-017	132	ち	62	山林	0.2000	スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	ち	64			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	5			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	6			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	7			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	8			スギ ヒノキ	55				F4-128

整理 番号	配付 番号	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士宮市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の初期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考					
			132	り	9			スギ ヒ ノキ	55		2023. 9. 29	6 年 (2029. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病害虫及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法  1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から 木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険 料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金 額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所について は、上記の算定方法の適用外とする。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を 勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先し て実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の 算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助 金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費 の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合 計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担すること とし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速 やかに策定できるように丙に協力すること。	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
		132	り	10			スギ ヒ ノキ	55							
		132	り	11			スギ ヒ ノキ	55							
265	富士市 南松野	96-25	136	ろ	1-1	畑	0.0302	広葉樹	25						1. 時期 ・木材生産業務 及び木材販売業 務が完了し、収 支結果が確定 後、速やかに行 う。  2. 相手方及び方 法 ・丙から甲にD を支払うことと し、支払方法 は、甲の指定す る口座振込又は 甲に現金手渡し により行う。
266	富士市 南松野	96-72					0.0034								
267	富士市 南松野	96-42	136	ろ	1-1	畑	0.0198	スギ ヒ ノキ	51						
268	富士市 南松野	353-1	136	に	10	山林	0.0178	スギ ヒ ノキ	58						
269	富士市 南松野	360-1	136	に	21	山林	0.0872	スギ ヒ ノキ 広葉樹	57						
270	富士市 南松野	361-3	136	に	28	畑	0.0482	スギ ヒ ノキ	58						
271	富士市 南松野	364-1	136	に	26	畑	0.0462	スギ ヒ ノキ 広葉樹	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A)の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			132	リ	9			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	10			スギ ヒノキ	55				F4-128
			132	リ	11			スギ ヒノキ	55				F4-128
265	富士市南松野	96-25	136	ろ	1-1	畑	0.0302	広葉樹	25				F4-129
266	富士市南松野	96-72				畑	0.0034						F4-129
267	富士市南松野	96-42	136	ろ	1-1	畑	0.0198	スギ ヒノキ	51				F4-129
268	富士市南松野	353-1	136	に	10	山林	0.0178	スギ ヒノキ	58				F4-130
269	富士市南松野	360-1	136	に	21	山林	0.0872	スギ ヒノキ 広葉樹	57				F4-130
270	富士市南松野	361-3	136	に	28	畑	0.0482	スギ ヒノキ	58				F4-130
271	富士市南松野	364-1	136	に	26	畑	0.0462	スギ ヒノキ 広葉樹	57				F4-130

整理 番号	配付4	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考						
272	富士市 南松野	370-1	136	に	25	山林	0.1097	スギ ヒ ノキ 広葉樹	57		2023. 9. 29	6年 (2029. 3. 31)				
273	富士市 南松野	373-6	136	に	30	畑	0.1044	広葉樹	62							

1. 森林経営  
・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。

2. 森林管理  
・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。

3. 森林施業  
・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法  
・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法  
・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法  
・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。  
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項  
・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。  
・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。  
・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。  
・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期  
・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法  
・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
272	富士市南松野	370-1	136	に	25	山林	0.1097	スギ ヒノキ 広葉樹	57				F4-130
273	富士市南松野	373-6	136	に	30	畑	0.1044	広葉樹	62				F4-130

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

所在地

静岡県富士宮市原942番地

株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元

印

権利を設定をする市町村（乙）

所在地

静岡県富士市永田町 1 丁目100番地

富士市長 小長井 義正

印

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

## 2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を取受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

### (2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

### (3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

### (4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。